

[月刊]

# キャッチ ピース

# 70

通巻148号/1999.3.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！  
米軍基地を撤去しよう！  
反核運動を継続し、核廃絶を！  
憲法9条を世界に！  
市民による平和政策を提起しよう！  
草の根の国際共同作業を進めよう！



**もうガマンも限界。飛行を止めろ！** 厚木基地周辺住民が30年ぶりの実力行使で堺米艦載機の夜間離発着訓練に抗議

周辺事態法●<廃案>こそが新たな「朝鮮有事」を回避する道

日出生台●米海兵隊実弾砲撃演習に抗議と監視

沖縄●出撃拠点化めざす那覇軍港移転計画

神奈川●横須賀市長の周辺事態法容認発言への抗議文

低空飛行●日本政府が公式に容認/伊事故で不当な無罪判決

脱軍備ネットワーク

●維持会員 (月額)

個人 1口1000円

団体 1口2000円

●参加会員 (月額)

個人 1口 500円

団体 1口1000円

●通信会員 (年額)

3000円

(会費は本紙購読料を含みます)

# キャッチ ピース

# もうガマンも限界

## 厚木基地周辺住民が 30年ぶりの実力行使

米海軍厚木基地の空母艦載機による爆音被害に悩む住民は、二月二三日から四日間、厚木基地での夜間離発着訓練(NLP)を行うという米海軍からの通告に対し、「ガマンも限界」と三〇年ぶりの実力行使に踏み切った。滑走路北側の市道に廃材を積み上げ、怒りの炎を燃やしての飛行阻止行動を行った。

● 厚木基地でのNLPは地元市長が厚木基地爆音防止期成同盟(爆同)などの運動によって、小笠原諸島の硫黄島に訓練基地が造られ、大部分の訓練は硫黄島で行われるようになった。

● しかし、今回は厚木で一部行うとの通告で怒った爆同や第三次厚木爆音訴訟団は、防衛施設局座間事務所への抗議や中止の申し入れ、座りこみのあげくの実力行使となった。  
(金子富貴男)



横須賀市長沢田秀男様

### 「人道」を振りかざして、政府の有事体制 作りに歩調を合わせることは、して決して許されません。

― 周辺事態法容認答弁に関する要請及び質問書 ―

一九九四年三月十四日

厚木基地爆音防止期成同盟／厚木基地を考える会／上瀬谷基地はいらないウツの会／相模補給廠監視団／脱軍備ネットワーク／キャッチピース／非核市民宣言運動ヨコスカ／NEPAの会／平和憲法を守る会／平和を作る大和市民の会／ヨコスカ平和船団  
連絡先●非核市民宣言運動・ヨコスカ

昨年十一月二五日の市議会で沢田市長は「周辺事態法は必要」と答弁し、「危惧の念」を表明する多くの自治体をおどろかせました。私たちは全国から集まった三〇〇を越える団体証明を提出し、答弁の撤回を求めましたが、沢田市長の姿勢は変わらないままです。

予算委員会における政府の答弁では、自治体への協力要請が次第に強権的な色彩を強めています。沢田市長の答弁

と、こうした政府のこり押し姿勢は裏表の關係と言うべきでしょう。

横須賀を母港とする米艦船が全国各地の民間港に入港し、軍事使用の実績作りを重ねています。民間港の軍事使用を阻もうと苦闘する全国の自治体の姿が、沢田市長には見えないのでしょうか。沢田答弁は今すぐ撤回されるべきです。沢田市長の再考を求めて、私たちは市長答弁の避難民の受け入れに焦点を絞り、再

度、要請書並びに質問書を提出します。

● 沢田市長は十一月議会において、「国内においても大量の避難民の収容とか受け入れとか傷病者の治療とか食事の提供などといった人道に必要な協力もしない」のであれば、国際社会からの信頼を失うと答弁しています。

しかし、周辺事態法案に盛り込まれている後方地域支援と、避難民の受け入れは、全く別の事柄です。これを一緒に論じることが、そもそも間違いです。あえてひとつの事柄のように主張するのは、周辺事態法に反対する人イコール人道に必要な協力に反対する人、という単純化した図式を描くための意図的な議論としか思えません。

私たちは、避難民を受け入れ、ケガや病気の人を治療し、食事を提供することに反対ではありません。むしろ、そうした取り組みは積極的に行うべきだと考えます。そして、避難民の受け入れは、現行法制度のもとで充分実行可能なものです。

日本政府は一九八〇年に難民条約を批准し、これを受けて一九八一年に「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認



# 周辺事態法

## <廃案>こそが戦争を抑止する

朝鮮半島の平和のために  
市民レベルでの努力を

田巻一彦 ● 編集部

二月三日の「朝日新聞」は、一面トップで次のように報じた。「空港の港湾の使用要求」朝鮮有事を想定し米軍・空軍は、全容ほぼ解明。九四年朝鮮半島では、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器開発疑惑をめぐって緊張が高まっていた。戦争が始まったときに備えて、米軍が日本政府に対して要求した協力は実に一〇五九項目に上る。その中のおもだったものを書き込んだのが左の地図だ。このニュース自体は必ずしも新しいものではない。すでに九七年五月二日の「読売」が報じた内容と同一である。しかし、周辺事態法の国会審議が始まる中、この法律がいったい私たちをどこに連れていくかとしていくかを生々しく突きつけることになった。

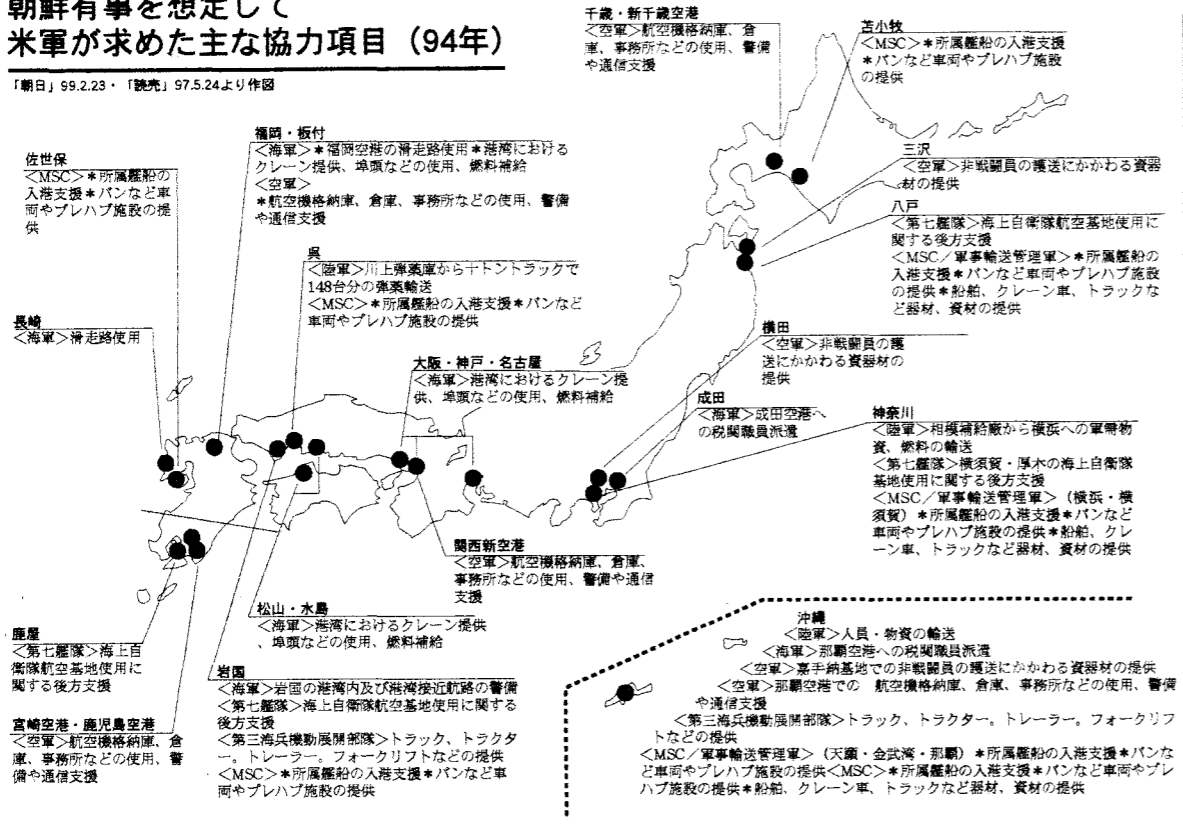
成田・関西をはじめとする民間空港、大阪神戸・名古屋・横浜等(今ではきつと小樽も加えられているだろう)の港の使用と施設・荷役サービスなどの提供、軍需物資の輸送、基地の警備など内容は広範囲にわたる。中には呉市にある川上弾薬庫から呉港まで「トラック148台分の弾薬輸送」などという生々しい要求もある。

### 先制攻撃計画「五〇二七号」

米軍には朝鮮有事を想定した作戦計画がある。それは「合同作戦計画五〇二七号」と

### 朝鮮有事を想定して 米軍が求めた主な協力項目 (94年)

「朝日」99.2.23・「読売」97.5.24より作図



呼ばれる。この作戦計画は二年毎に修正されるが、昨年十一月に大幅に修正された作戦計画は、米韓国合同軍による北朝鮮に対する先制攻撃によって「北朝鮮を徹底的に破壊する」という極めて攻撃的な内容である。軍事境界線で北朝鮮による「攻撃準備が明確に確認されれば」、米韓軍は爆撃機や砲撃で先制攻撃する。米軍は兵力約四〇万人、艦船約二〇〇隻、航空機約一六〇〇機を日本と朝鮮半島に集結させる。

このような事態になれば、在日米軍(約の万人)だけでは間に合わない。米本土からかけつける部隊も含めて集結するのは日本。軍艦も、戦闘機も、武器弾薬も、そして兵士たちの生活物資もすべて日本に集められ戦場に送り込まれる。戦死者や傷病兵の多くも日本を経由して本国に返されたり、日本で治療をしたりしなければならぬ。

在日米軍基地だけではこれだけの活動を維持・支援することは不可能だ。自衛隊の駐屯地も兵士や物資であふれかえるかもしれない。地方自治体や民間企業の「協力」は不可欠になる。「新ガイドライン」と周辺事態法には周辺事態においては港湾や空港などを使用すること、さらには補給・輸送・整備・医療・警備・通信など7つの分野にわたる「後方支援」が列挙されている。日本の国内で行われる「後方地域支援」のほとんどは基地の外で行われるもので、自治体や民間人

の協力がなければ不可能だ。中でも空港や港湾の使用が重視されるのは、空港や港湾こそ戦場と日本を結ぶ玄関口だからだ。日本の戦争協力はここから始まる。韓国内では、すでに民間港湾の有事利用についての協定がすでに作られていることを米軍の輸送責任者は示唆している。

「司令官によれば、(朝鮮有事における)緊急輸送計画には、戦時物資輸送のために必要に応じて平時には使っていない他の多くの港を使う計画も含まれている。『我々は、そのために韓国政府及び港湾管理者と協定を結んでいる。米韓は合同軍なので我々は一方的に利用するだけではない。確かに、我々は港のインフラストラクチャーや鉄路、空路との接続などについて韓国政府に勧告をしてきた。しかし、我々が港を追加使用するのには、あくまでも韓国政府の意向と一致する場合に限られている。』(星条旗新聞「九七・十二・六日」抜粋)。記事はさらにつづける。「司令官は那覇や横浜のような港と施設は朝鮮半島で戦争がおこったならば死活的な役割を果たすであろうと語った」。

### ノーと言えぬ自治体を!

いざというときには、日本と韓国を「国境なきひとつの戦場」にする。米軍と米国政府の要求は徹底して軍事的合理性に基づいた

ものだ。この要求に応えるために政府が今作ろうとしているのが「周辺事態法」なのである。そしてその核心は「自治体の協力」にある。

小淵首相は、三月十二日の衆議院本会議で、自治体に対して「できる限りの協力は期待しているが、強制するものではない。制裁的な措置をとることはない」と答えた。戦後地方自治は、制度的にも精神においてもそんなにやわなものではない。だから、政府が今なによりも欲しいのは、このような軍事的要求に対して「進んで協力する」自治体が見られることだ。「周辺事態法は必要」と発言した沢田横須賀市長のように。そして、何よりも恐れているのは、たとえ限られた意味あいにおいても「ノー」という自治体が出てくることだ。「非核神戸方式」を取り入れた高知県「港湾管理条例改正案」と函館「非核平和市民条例」は、政府与党の猛烈な反撃の前に継続審議。事実上の廃案となった。しかし高知県知事も函館市民もタオルを投げたではない。石垣や苦小牧でも同じ様な動きが始まっている。そこに希望を見つけたことができる。

### 朝鮮有事を回避するために

テポドンミサイルの発射や、潜水艇の侵入事件、日本人拉致疑惑等をとらえて、日本

では「北朝鮮の脅威」が声高に叫ばれている。マスコミの一部が先兵となって意図的に演出されたこの「脅威論」が「周辺事態法」推進の背景にはある。防衛庁長官は、二月三日の安全保障委員会で「日本をミサイル攻撃しようとする外国の基地に対する先制攻撃は憲法解釈上可能」とまで言い切った。しかし、この「妄言」は、韓国国防相から「先制攻撃には断固反対する」と厳しい批判を浴びることになった。

金大中政権は、「太陽政策」を掲げ、北朝鮮に開放を促す融和策を必死にならざるを得ない。経済的な開放促進を軸とする共和国に対する宥和政策は、一方では「断固とした抑止力」を背景にしている。朝鮮戦争で血を流し辛酸を嘗めた記憶が国民の間に生々しい韓国において語られる「抑止力」という言葉には、日本の私たちが軽々しく同調したり批判したりできないような重さがある。

ただ、これだけははっきりしているのではない。植民地支配の責任を謝罪清算すらしていない日本が、「北の脅威」をテコにして戦争協力を合法化していく、これは北朝鮮のみならず韓国の人々への脅威に他ならない、ということだ。

折りしも、朝鮮学校が女性とのチマチヨゴリの制服を廃止する動きがあると報じられた。町でのいやがらせや暴力から生徒た

ちの身を守るための決断であるという。日本社会が朝鮮民衆に対して内に抱く暴力。在日朝鮮人に対する「脅威」は私たちの足許にある。三八度線の北では食糧難で子ども達が飢餓線上をさまよっています。

求められているのは、周辺事態「朝鮮有事を回避するためのあらゆる努力だ。現在、米朝協議、KEDO枠組み合意の実質化など外交の場でもつばら行われている活動を第一のテーブルとするならば、私たちは、民衆レベルの対話と相互扶助のための第二のテーブルを準備しなければならない。抑止力の強化のために「周辺事態法は必要」と推進論者は言う。しかし、この法律が助長するのは、戦争への衝動と先制攻撃への誘惑である。トマホークなどスタンド・オフ兵器で身を固めた米国が、中東やアフガニスタン、スーダンで何をしてきたかを私たちは知っている。

周辺事態法廃案こそが、戦争を抑止する。日本民衆の「平和力」が今問われている。

## 住民感情を無視し逆なでするように、暗闇の中でいきなり初弾は撃たれた

### 日出生台での米海兵隊実弾撃演習の報告

浦田龍次

米軍基地と日本をどうするローカルNET  
大分・日出生台 事務局

どどーん。日出生台の暗闇と住民の願いを切り裂いて、雪におおわれた日出生の里に轟音が鳴り響いた。だれもが一瞬間を見合わせ、緊張が走る。米海兵隊実弾撃演習の本土移転の一巡となる日出生台での第一発は、住民や地元自治体が何度も中止要請を繰り返してきた「夜間演習」として発射されたものだった。海兵隊第十二連隊第三大隊の一個中隊約二一〇人。米軍車両四〇両。一五五ミリりゅう弾砲四門（一門は予備）。演習期

間は二月四日から十七日までのうち八日間。しかし展開、撤収期間として二月二八日までの三三日間滞在した。

### 質、量ともに拡大

本土各地での米海兵隊演習が、「沖縄と同質、同量」などと呼べるものになったことは、すでに各地で指摘されているが、今回の日出生台でも沖縄では行われていない夜間実弾撃演習が総砲

撃数四四八発のうち、夜間砲撃が一五五発（二五％）と、夜間を重視した演習が行われた。

実はこれに関しては、演習直前の一月に大分の報道関係者が沖縄に行き、海兵隊指揮官にインタビュー。「戦闘即応能力という面で、沖縄より質が劣化する訓練移転は絶対に受け入れられない。『沖縄と同等かそれ以上』というのが海兵隊の立場だ」と答え、国の事前説明との乖離が際立った。

## ●より現実に即した「新ガイドライン」実践訓練

また新たにクローズアップされたのは、一九〇人の米海兵隊員の演習を、五〇〇人の自衛隊員が支援するという、もはや米軍の単独演習ではなく、新ガイドラインの先取りの「後方支援」演習が行われていたことであった。

これについて、二月九日付朝日新聞によれば、射場にすぎた三門のりゅう弾砲の約三〇メートル後方に、幹部自衛官ら六人が待機。彼らを含めた約一〇〇人は「射撃協力隊」と呼ばれ、湯布院駐屯地などから集められた。米軍の射撃情報に集中するコンピュータのあるテントに入って発砲時間などの情報を入手したり、「安全性を高めるため」別の隊員がリーダーや目視などで着弾地点の監視も担当。「共同行動」の様相を呈している。また米兵の急病患者や原野火災に備え、目達原(めたばる)駐屯地(佐賀県)の中型ヘリコプター機が待機、警戒用に小型ヘリコプターも飛行。演習場の地形や構造などを記した自衛隊作製の地図も米軍に渡したほか、滞在する約一カ月間の

給水や給電、汚水処理の施設、労力も自衛隊員が提供。防衛庁によると、防衛施設庁から提出された依頼文書に基づき、陸上幕僚監部からの内部通達が、支援協力の根拠。一九九七年七月から分散移転が始まった北富士(山梨県)では約二〇〇人、矢白別(北海道)で約六〇〇人、王城寺原(宮城県)で約五〇〇人、東富士(静岡県)で約三〇〇人の自衛官が、今回と同じような協力をした。米軍がキャンブ富士で単独演習する際に数一〇人規模の支援をした例はあるが、この一連の分散移転演習のような大規模な支援協力は初めて、なのだという。

また、人員輸送は日通から委託されたコンチネンタル・ミクロネシア航空が搬送。その後、地元の民間バスで日出生台へ。米軍車両の方は大分市大在埠頭から四〇台が陸揚げ。海兵隊員が運搬し、五六台ずつ七班に分かれて搬入。一般道を時速三〇キロで走行、すべての信号に警察官がついて、信号を青信号に操作して、ほとんどノンストップで通過。高速道路では時速五〇キロで走行、米軍車両の後ろには追い抜くことのできない一般車両の長蛇の列ができた。また一五五ミリ砲は、陸揚げは米軍車両と一緒に

あったが、搬入は夜八時から行われ、闇の高速道路を抜けて、四門のりゅう弾砲が日出生台へ運び込まれた。

弾薬輸送では、七台の日通トラックが、米海軍佐世保基地の針尾島弾薬集積所と佐世保弾薬補給所から、高速道路を通って日出生台演習場に。住民はおろか自治体にも何の連絡もないままの輸送は、先導者として日通の車がついているだけだった。

## ●「地位協定第五条」を適用

西日本新聞二月一〇日、一日記事によれば、今回、米軍関連物資を大分港に陸揚げした民間輸送船に、米軍艦船と同じ扱いを可能とする日米地位協定第五条が適用されていたことが、陸揚げの数日後になって判明。大分県には適用の事実が伝えられてなかった。第五条が適用されると、民間船でも港湾管理者の県に積み荷を明らかにしないまま入港することも可能となるといえるが、第五条は、適用の対象を「米軍艦船・航空機」か米軍が直接手配した民間の船舶、航空機と明記。今回の民間船は防衛施設庁が手配し

ており、今回の五条適用は、米軍の後方支援の範囲を広げる「第五条の拡大解釈」となる可能性が高い。

また、防衛施設庁によると、第五条は一九九七年以降、日出生台を含む全国五カ所への沖縄の訓練移転で物資を運んだ民間船すべてに適用。大分港ほか花咲港(北海道根室市)、仙台港(仙台市)にも入港しているが、いずれも港湾管理者の自治体に通知していなかったという。今回は積み荷の内容は通常通り報告されたが、自治体への通知がなかったことについて防衛施設庁業務科は「義務がないので行わなかった」としている。

また福岡防衛施設局は一月中ば、大分県に対していったんは「民間船に第五条は適用しない」と説明していた。外務省は、今回の輸送について「米国の管理下で公の目的で運行されたものとみられ、適用の範囲だ(日米地位協定室)」としている。

## ●日出生台ピースアーク シモン99 —周辺住民の取り組み

民意を無視して日出生台で強行される海兵隊の演習に対して、住民グループ

## 地位協定第5条

〔公の船舶・航空機の出入国、施設・区域への出入権〕

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送される時は、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両(機甲車両を含む。)並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出し、これらのもの間の移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間の移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

「米軍基地と日本をどうするローカルN E T大分・日出生台」は、この米海兵隊の滞在する一ヶ月強の期間にわたって、抗議行動、演習や外出の監視行動と同時に、様々な講演会、学習会を行った。

日出生台現地の演習場全体が見渡せる高台に「監視・情報センター」を設置。砲撃数のカウントや、現地を訪れた支援者の受け入れ施設として活用した。また、期間中、大田昌秀前知事を始め、沖縄や韓国から各地の米軍基地問題の状況について報告を受けた。他にも、同じ米軍演習移転地の北海道矢白別や、昨年、海兵隊と自衛隊の日米共同訓練の行われた熊本県大矢野原、鹿児島県霧島の住民の他、全国から多くの思いを同じくする仲間が視察と激励に訪れた。

また、「軍事演習に來ている米海兵隊の方は入店お断りします」と英語で書いたステッカーを、湯布院町や別府市など外出の可能性のある地域に配布。その他「いつまでも安心して暮らせる故郷でありつづけるように、日出生台での米軍演習に反対します」と入ったタオルを販売して活動資金とした。

# ●最高度の規律「ウオッチング」

本土での演習にあたって海兵隊は「最高度の規律を確保」と約束し、防衛施設局は外出米兵に対する「職員同行」を約束。しかし、実際にはまったくそうではなかったとの報告から、日出生台での外出時の規律を維持させ、トラブルを未然に防ぐために、ボランティアの外出米兵の「最高度の規律」ウオッチャーを募り、五日間でのべ一〇〇人が監視（ウオッチング）行動を行った。「今回の部隊の年齢構成は十九、二十歳が大半」「二歳未満には酒は飲ませない」とケリー中佐は発言していたが、実際には大半の海兵隊員が飲酒をした様子で、別府から日出生台へと帰る午前二時の最終バスが出た後は、路上に酔った海兵隊員らが残した嘔吐物が散乱していた。

外出二日目は、別府市内で夜になって海兵隊員どうしが路上で喧嘩を始めるトラブルが起きた。その三〇分後、今度は公園のトイレで泥酔した海兵隊員が倒れているのを見つかり騒ぎに。ある海兵隊員の話によれば、今回の演習は、雪と風の中で寒さに耐えながらの過酷な

訓練で、沖縄では訓練後毎日浴びることができたシャワーが、日出生台では演習期間の八日間「一度もシャワーを浴びることさえできなかった」と言う。この海兵隊の過酷な訓練に伴う極度のストレスが、彼らの大量飲酒を招き、ハメをはずす要因になっているのではないかと演習終了後に、飲酒を許可する限り、同様のトラブルは必然的に起きるだろう。そして、住民の監視もなく、毎年、演習後の外出が拡大、恒常化していけば、いつか憂慮すべき事件がおきる可能性は否定できない。

## ●日出生台演習場でケリー中佐と直接対話

二月十九日、表敬訪問のために湯布院町役場に現れたケリー中佐に直接、公開質問状を渡した。これをきっかけに、一日、日出生台演習場内小舎内でローカルNETとの直接対話を実現した。演習をやめてほしい私たち住民と最終的に折り合いはなかったが、演習場周辺で不安を感じながら暮らさざるを得ない住民の存在を彼らに意識させることはできたのではないかと思う。「強い米軍が

世界の平和を維持する」と説明した彼らの価値観は支持しないものの、それを説明していかうとする姿勢と迅速な対応については、これまでの防衛施設局の住民を無視した不遜な対応と比較して、対称的に誠実に感じられてしまった。

## ●軍事によらない「民衆の安全保障」

一連の取り組みの締めくくりとして、二月二八日海兵隊の最終組が帰ったその日に、沖縄から大工哲弘さんを招いて琉球三線のコンサートを行った。そして、日出生台ピースアピールを発表。「今こそ、軍事による『国家の安全保障』にかわる、軍事によらない『民衆の安全保障』を私たち市民の手で築くとき。強大な軍事基地の存在によって周辺住民に犠牲を強いるのではなく、国益や個人の利益を越えた、人類の共通の利益となる『平和』をいまこそ実現せねばなりません」とのアピールを満場の拍手で採択。これからのさらに本質を見据えた平和を求める運動への新たなスタートを誓い合った。

# 沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる

## 報告(37)

「沖縄から」  
「沖縄ボイス」  
編集委員

伊波洋一

（沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労働事務局長）

〒901-22 沖縄県宜野湾市志真志517-1  
沖繩県宜野湾市志真志517-1  
TEL 098(898)6628  
FAX 098(897)6653  
郵便振替 鹿兒島2-11249

米国防総省が二月一日に今後の兵器調達計画を発表し、普天間基地のヘリ部隊の代替機種とされるV22 オスプレイ（垂直離着陸兵員輸送機）が二〇〇三年以降生産されることが決まった。オスプレイは離着陸時に激しい騒音を出すことが知られており、爆音被害がさらに深刻になることに加えて、長い航続距離による配備される基地が出撃基地化することによって沖縄県民の多くがその配備を反対している。

日本政府は、オスプレイの配備について米国防総省からの通知がないので「オスプレイの配備計画はないと承知している」と

高村外相が同日の衆議院予算委員会でも答弁したが、一月十九日には在沖米海兵隊のカステロー副司令官が「二〇〇七年か二〇〇八年に配備する」と明言しており、政府の言うことを信ずる県民は少ない。日本政府は、これまでも都合の悪いことについてあいまいな答弁で真実を覆い隠してきたおり、米軍の発表や発言どおりに計画は進んでいるだろう。

高知県が「国是」とされている「非核三原則」に対してあえて非核証明を求める県港湾条例改正案を出したのも、多くの国民が日本政府の「非核三原則」に不信感を持っているからだ。

## 実弾砲撃演習の移転一巡

在沖米軍は、二月四日から大分県日出生台演習場での実弾演習を開始した。

日出生台演習場での実弾演習は、大分ローカルネットワークの地域運動や大分平和運動センター、大分県連合などの粘り強い反対運動によって二年間阻止されてきたが、今回初めての実施となった。

一九九七年七月の北富士演習場（山梨県）を皮切りに全国五箇所に移転された

沖縄の実弾砲撃演習が二年目にして一巡した。沖縄の痛みを分かち合うためにと強引に分散された沖縄の実弾砲撃演習は、本土各地の広々とした演習場で格段に強化された実弾砲撃演習になった。沖縄では行われたことのない夜間演習の実施や沖縄と桁違いに多い発射弾数など「同量、同規模」との政府の事前説明とは似つかないものだ。積雪の残る日出生台演習場でも降雪の合間の夜間砲撃で砲撃演習は開始され、反対する住民の怒りを買った。

しかし、日本国民の税金から何億円もの移動経費出させて実施している砲撃演習を部隊司令官は絶賛している。砲撃演習に反対する住民に対抗するため、米軍を歓迎する取り組みを意識的に行っている日本政府や防衛施設局のもてなしもあるからだ。一九九九年は、六月に東富士、九月に矢白別、十一月に王城寺原、二月に日出生台で実施する予定だ。

二月六日には、自治労大分県本主催で大田沖繩前県知事の講演会が演習場に隣り合う湯布院町で開かれ、町民を中心に各地から四百人が参加した。大田前知事は、砲撃演習の本土移設について「米

本土や米領土への移転を訴えたのに、日出生台へも広がったことは残念。移転で沖縄の基地問題の本質が解決するとは思っていない。申し訳ないという気持ちでいっぱいだと述べた。

翌日、大田前知事は日出生台に演習に反対する住民団体の監視小屋を訪れて激励した。

## 県民を無視する米軍

一九九五年の少女暴行事件に対する県民の抗議行動以来、県民感情に配慮するようになっていた米軍が、稲嶺県政のスタートで再び県民を無視するようになってきた。日本政府の新ガイドライン立法などの日米安保強化の方針に加えて、稲嶺県政の基地問題への対応の仕方

に県民感情を無視しても基地存続に何の不安も感じなくなったからだろう。金武町のキャンプハンセンでは、二月二十五日午後には激しい爆発音が続き、「こんな音は初めて」と周辺住民から問い合わせが町などに相次いだ。屋敷集落の一・五キロのところと見られるが、米海兵隊報道部は不発弾処理と説明し、「演習場内で発見した不発弾六発を移動

させると、安全性に問題があると判断し、爆発物処理部隊が現場で爆破処理した」とした。吉田金武町長は、不発弾処理を通告するのは当然と米軍の対応に改善を要求することを表明した。

しかし、実は真つ赤な嘘であることがあきらかになった。金武町の強い姿勢に對して、米海兵隊報道部は二十六日になつて不発弾は訓練のために置かれたもので「爆破物処理部隊が定期的に行っている不発弾処理訓練である」と訂正した。訓練はレンジ6で行われたという。吉田金武町長は「レンジ6でこういう訓練が行われているとは聞いていない」と話している。

基地内でやっていることが問題になつても適当に説明して済まそうとする米軍の姿勢が見えており、町長が問題を取り上げそうになつたので慌てて訂正したのである。

県政が大田県政から日本政府よりの稲嶺県政に変わったことで、米軍には住民や県民を無視していた従来の態度が出てきたと言えよう。

## 嘉手納基地でパラシュート降下訓練

首相まで出て米軍に中止要請をしたのは、SACO合意事項に反するからでもあるが、米軍が実戦に備えて日本国内で具体的に訓練すると多くの支障が生じることが、今回の問題でも明らかになつたと言えらる。

今回の降下訓練を米軍が強行に実施しようとしたのは、実戦に配置するため特殊部隊に課している基準を満たしているためであり、昨年末の第二次のイラク攻撃のため急いで出航した空母キティフォーック艦載のジェット戦闘機が夜間訓練移転先になつていて硫黄島ではなく横田基地と厚木基地で夜間離発着訓練を昨年九月に実施したのと良く似ている。新ガイドラインに基づいて、周辺事態法が具体的に実施されれば、嘉手納基地のパラシュート訓練の比ではない数多くの困難と各地の住民の反対行動が待ち受けていることを日本政府当局者は考える事ができないのだろうか。

## 那覇軍港の米軍移設計画

米軍の強行姿勢に県民の反発は大きくなつており、嘉手納町議会を筆頭に県議会及び沖縄市議会、北谷町議会でも中止要請決議が全会一致で採択された(県議会では自衛隊出身の自民党県議など与党議員三名は退席した)。県の知事公室長は四日に在沖米軍指令部の在日米軍沖繩調整事務所を訪れ、ハンチエスタ一所長に訓練の中止を求めたが、所長は訓練の必要性を説き、逆に伊江島以外の移設先を県が探すように要請した。

最終的には、六日に予定された嘉手納基地での降下訓練は当面延期されることになつたことを野中官房長官が四日発表した。中止ではなく、米軍が嘉手納基地での訓練を留保したまま延期となつたことに、周辺自治体や県民には不

SACO合意によって読谷飛行場から伊江島演習場に移転することが合意されたパラシュート降下訓練は、昨年五月三十日に嘉手納飛行場で強行実施されて、地元自治体や住民の強い反発を受け、県議会の抗議決議にまでなったが、今年も三月六日午前六時から午前九時まで陸軍第一特殊部隊第一大隊を中心空軍第三五三特殊作戦群、海兵隊の三軍合同でパラシュート訓練を行うことが三月一日に明らかになった。前回は延べ十二回、百五十九人が降下した。

前回の訓練への地元自治体の反発は強く、抗議決議などによって嘉手納基地での訓練は中止されたものと理解されていたため、再開されることへの反発はさらに強く、政府でも一日に野中官房長官が米軍との協議に入り、高村外相が同日フォーリー米国大使に県民感情を配慮し訓練を中止するよう申し入れたが、フォーリー大使は軍事的なレベルを維持するために必要だとの認識を示し、拒否された。翌二日の閣議後の記者会見で野中官房長官は米軍に自粛を求めた。

しかし、在日米軍は訓練実施の姿勢を崩さず、三日には小淵首相、野中官房長

米軍が一九九四年と九六年に那覇軍港を浦添市にある米軍の補給基地キャンプキンザー地先に移設させる計画を日本政府に提案していたことが、二月十九日の琉球新報の報道で明らかになった。

琉球新報の報道によると、両案は米陸軍輸送管理部隊(MTMC)の輸送技師団が作成。九四年案は、防衛施設庁が「沖合案」と呼ぶ突起型棧橋。一辺が約四百五十メートルから四百七十七メートルの岸壁を埋め立て地先の沖に伸ばす構造で、岸壁部分は約二〇二ヘクタールで、後背地の物資集積場は約一・五ヘクタール。ホワイトビーチ軍港で訓練が度々実施されているエアクッション型揚陸艇(LCAC)の船揚げ場や汎用揚陸艇(LCU)が接岸する岸壁を配置。輸送機能の拡充に加え、在沖海兵隊の出撃拠点機能も有する軍港に衣替えする構想となつている。エアクッション型揚陸艇は揚陸部隊二十余人余と戦車や貨物七十五トンを搭載できる。長崎県の米海軍佐世保基地では、運用時の騒音問題が起きてきている。また、日本政府の練り直し要求に応じて作成された九六年案は埋め立て地先に湾状の軍港を構想。長さ約五



軍港の浦添移転促進決議を提案し可決させた。県知事選挙でも稲嶺現知事の公約の一つになった。

稲嶺知事は、知事就任後には浦添地先への移設を推進するために県庁内に作業チームを設置することを明言し、九九年三月一日に普天間飛行場・那覇軍港移設対策室をスタートさせた。さらに四月一日からは軍民共用部分を含むハブ港湾建設のプロジェクトチームも立ち上げる予定だ。

浦添市商工会議所などが那覇軍港の浦添地先移転を促進するのは、浦添市西海岸埋め立て開発の進展と国の財政支援を期待しているからだ。浦添市の西海岸埋め立ては、キャンプ・キンザーの制限水域解除問題と膨大な埋め立て費用問題などを軍民共用の多目的港湾建設を含めることで解決したいという意図がある。軍港移設に反対してきた宮城健一浦添市長も、軍港移設ではなく、機能の一部移設を認めた上で多目的埠頭を日米共同使用していく提案について具体的に検討に入るとを市議会三月定例会で明らかにする意向。

軍港移設に限らず、国レベルの制度や仕組を商工会や地方議会などが都合の

良い移設案を勝手に作り上げて既成事実化させていく風潮が沖縄県内にはある。都合のよい勝手な願望を盛り込んだ提案は、その通りに実現するはずはないのだが、移設容認の厚い壁を突破させるために日本政府や米軍はうまく利用してきたために調子を合わせていくから始末が悪い。海上ヘリ基地建設案でも米軍が最大限の基地強化対策を盛り込んだように、最終的には九六年の移設計画案に準ずる軍港建設を米軍が要求してくるのは確実だろう。

### 普天間基地の県内移設

稲嶺県政は普天間基地の沖縄本島北部地域への軍民共用空港建設を公約して誕生したが、九九年度の県政施政方針でも北部への軍民共用空港建設について言及していない。二月定例県議会での代表質問や一般質問でも、北部への軍民共用空港の建設は、県内移設検討案の一つなり当初の勢いは大幅に後退した。三月一日に普天間基地・那覇軍港移設対策室を設置して検討に入ることになったが、県内移設のために泥をかぶるとした

の講演会で西田氏は「普天間返還が凍結されれば振興策が減り沖縄は経済的に行き詰まる」と強調。一方、降つて湧いた普天間基地誘致運動に反対するため、与那城町と勝連町の地域住民が反対を表明し「ヘリ基地をつくらさない」と勝連会に結成に向けて準備を進め、三月一日に結成大会を兼ねた総決起集会が与那城町中央公民館で開かれ、ヘリ基地建設反対と阻止運動強化の宣言を採択した。

すでに与那城町長も勝連町長もヘリ基地移設には反対することを表明。

与勝半島東海域の埋め立て構想に地元から反対の声が強まったことを受けて、こんどは勝連町の離島でまだ橋の架かっていない津堅島にヘリ基地を誘致しようという動きが始まっている。地元有志が島内の有権者の約九〇%、四百名の賛同署名を集めたとして、三月四日に約百名が参加して津堅島で決起集会が開かれた。津堅島は、ホワイトビーチの向かいにあり、人參の産地でキャロット・アイランドとして知られている。与勝半島東側の埋め立て案を推進していた元県議で前自民党県連会長の西田氏が国や県への橋渡しを手伝いすると挨拶。

ちなみにスローガンは「夢の架け橋を実現しよう」若者に夢、子どもたちがあふれる島を」などで、ヘリ基地建設が地域振興に結び付くという安易な認識がある。地域に主な働き口がなく、公共土木工事が若者の主要な仕事という小さい離島の状況が反映されている。

### 基地移設と振興策

県内移設の旗振り役の稲嶺知事が代表している沖縄県内の経済界では、基地移設や跡地利用を国のお金がいくらでも出てくる打ち出の小槌と思っているようだ。何十億円も係るような軍港や普天間基地の移設構想案が吹聴され、公共土木工事主導の県経済界は夢を見ているようだ。那覇軍港移設を含めた国際ハブ港湾構想などがそのまま実現する可能性はない。地域産業と遊離したハブ港湾など大きなお荷物になる代物だ。

沖縄の経済界は、自立経済をめざすと言いつつ、米軍基地存続の見返りとして政府に振興策の増大を求めただけだ。沖縄の現状は、県も市町村も国主導の振興策の獲得に血眼になっており、大田県政が打ち出していたような経済自立に

選挙時の勢いはない。県議会答弁でも、稲嶺知事の普天間基地の県内移設についての答弁は揺れており、野党議員の追及に最終的に基地移設は国の責任であると稲嶺知事も答弁せざるおえなくなっている。

設置された普天間基地・那覇軍港移設対策室では、普天間基地移設に関して当面は軍民共用空港の可能性について検討していくことになる。

### ヘリ基地誘致の声あがる

ヘリ基地建設反対の声が大きい北部地域では、具体的な移設候補地の名乗りなどはないが、中部地域では沖縄商工会議所会頭や西田前自民党県連会長などの旗振りや本島に隣接する離島などへの普天間基地移設運動が起こっている。

ホワイトビーチのある与勝半島東側の地域を二千ヘクタール埋め立て、四千メートル級と二千メートル級の二つの滑走路がある嘉手納基地並みの飛行場を建設し大規模な民間航空機の整備場を建設する構想で、普天間飛行場移設のため約一兆円を国に出してもらおうというもの。二月二十七日に開かれた同構想

に向けた戦略が見えてこない。大田県政の戦略では国の責任で沖縄振興を図る場合でも、基地と沖縄振興策を取り引きさせないという基本的な原則があった。大田県政には基地のない未来にむけた展望があったが、稲嶺県政にはない。

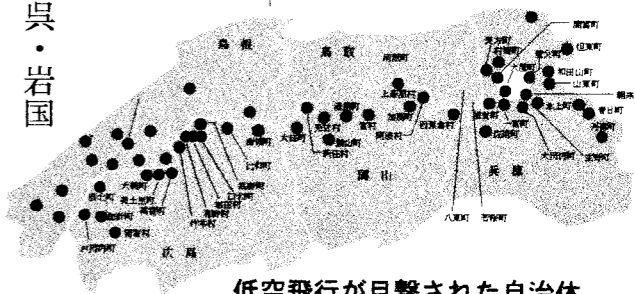
嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を県知事や保守市町村長たちを含めて県全体が強く反対している中で、振興策を求めて那覇軍港誘致や普天間基地誘致の動きもあるところが、復帰前から続く沖縄の一面をあらわしている。米軍基地のある限り、基地依存派、基地容認派がなくなることはない。

しかし、普天間飛行場などの県内移設は、具体的に進んでいけば行くほど、米軍基地機能強化の実態も明らかにされ、地域からの反対の声が大きくなり、困難になっていくだろう。

# 低空飛行を 公式に容認 した日本政府

## 住民の安全より米軍の 都合を優先

湯浅一郎  
ピースリンク広島・呉・岩国



低空飛行が目撃された自治体

一月十四日、日米合同委員会は、在日米軍による低空飛行訓練についていくつか合意し、今後、必要に応じ低空飛行訓練について協議していくことになったことを公表した。やや長いが、その内容を以下に示す。

①最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を安全かつ実際的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院など)に

れる軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。空軍、海軍、陸軍及び海兵隊は、この目的のため、定期的に技能を錬成している。戦闘即応体制を維持するために必要とされる技能のひとつが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する」とある。その上で、合意は「安全性が最重要であることから、在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする」としているだけである。

ここで最も重要なことは、在日米軍にとって低空飛行訓練が必要不可欠であることを日米両政府が明確に確認している点である。アメリカはともかくとして、日本政府が低空飛行訓練の存在を公式に認め、かつそれが安保の上で必要不可欠のものであることを公認したのは、かつてなかったことである。とにかく危険なことは止めてほしいという私たち住民から見ると大きな後退であり、本質的に居直りではない。

従来、外務省は、低空飛行訓練につい

妥当な考慮を払う。

②在日米軍は、国際民間航空機関(ICAO)や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在運用している。

③低空飛行訓練の実施に先立ち、在日米軍は、訓練区域における障害物ないし危険物について、定期的な安全性評価の点検を行う。更に、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、パイロットは訓練区域における変化をスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。

ては、「通常の訓練をするのは当たり前」「地位協定五条に定められた基地間の移動にあたる」と明瞭にその存在を位置づけることを避け続けてきたはずだ。ここに来て低空飛行訓練の存在を認め、かつそれが「米軍の不可欠の訓練所要を構成する」と容認したことは居直りとも言える不当な姿勢である。全国各地の住民や自治体からの相次ぐ中止を求め、声を逆利用して、低空飛行そのものを公認し、その上で安全性への配慮をとっているというポーズを取っただけなのである。

この合意は、かなり大きく報道された。しかし、そのほとんどが、上記の本質的側面を見逃し、むしろ週末や祭日の飛行制限など、安全に配慮した方向での取り決めがなされたことを半ば評価し、しかし本当に安全なのかという疑問を呈するというのがあった。例えば、翌日の中国新聞は、次のように報じている。

「安全確保の合意は「一定の成果」ではあるものの、被害に悩む中国山地沿いの住民にとって、従来から求め続けているルート公開や事前通告、そして訓練中止から「ほど遠い内容」という見方が強い。広島県北部の十八町村でつくる「米軍

④低空飛行を含む訓練飛行の実施に先立ち、飛行クルーは、標準的な運用手続き及びクルーの連携機能をレビューするため徹底したブリーフィングを実施し、計画された飛行経路を念入りに研究する。また、整備要員と飛行クルーは離陸に先立ち航空機を点検し、航空機が安全にその任務を遂行することを確保する。

⑤在日米軍は、日米国民の騒音に対する懸念に敏感であり、週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から必要かつ不可欠と認められるものに限定する。

⑥米政府は、低空飛行訓練によるものとされる被害に関する苦情を処理するための、現在の連絡メカニズムを更に改善するよう、日米政府と引き続き協力する。

これを一見すると安全面において具体的な前進が見られ、低空飛行の被害を受けている地域住民にとっては、いくらかの朗報になるという面はある。しかし、この合意の本質は別のところにある。

合意の前文には「日本において実施さ

の低空飛行の即時中止を求める県北連絡会」の会長・藤原清隆君田村長は「明文化されたことは評価したい」とする一方で、「訓練が継続する以上、根本的な解決にはならない」と念を押す。「安全を確保する」と言いながら、実際は訓練を繰り返してきた実情を知るだけに、「口では守ると言っても、現場では守られない」(藤原村長)という懸念は強い。

政府が低空飛行を公認したのが初めてだとすると、なぜ、この時期にこのような合意に達したのか。安全には配慮するが、「安保条約の目的を支えることに役立つものである」から国として認めていくというわけだ。時あたかも、新ガイラインに対応した法的な整備を進め、アメリカとともに戦争ができる国になろうとしているときである。それだけ親密になろうとする中で、米軍の低強度戦争にとって不可欠な戦術である低空飛行訓練をこそこそとやっているとわけには行かない。そろそろ公然化し、その上で民衆を説得しようと言うことなどではないか。とはいえ、自治体も含め全国各地からの多くの批判や反対の声がある中で、いくらかの安全面における配

慮をちらつかせ、民衆の批判を弱めておこうと言うことになったと見られる。とすれば安全面の配慮に惑わされてはならない。

私たちピースリンクは、その立場から一月二三日、合同委員会の合意に関連して、外務省及びアメリカ政府に対し公開質問状を送付し、返信用封筒での二月十五日を目途にした回答を求めた。質問項目は八点で、主なものを以下示す。

- (1) なぜ、この時期にこのような合意に達したのか？
- (2) 低空飛行訓練の定義はどのようなことか？
- (3) 訓練ルート図や開設の時期などの公表
- (4) 合意事項1は、これまでは配慮されていなかったということか？
- (5) 従前から日本の航空法の基準が守られていたというのは事実か？
- (6) 合意発表の直後に、岩国機が土佐沖で、三沢機が釜石で相次いで墜落したことからも、合意の実効性は疑わしいが、この点にどのような方法を講じるのか？

両政府は、これらの疑問に誠実に答え

る義務があるはずだが、現時点では両者とも無回答である。

広島県君田村の榎喬さんによると、イタリアの事故後の中断を経て、昨年八月に中国山地で再開した訓練は、十二月末までに三十回を記録している。またリムピースの調査によれば、昨年一年間に日本国内の七本の低空飛行訓練ルートであった岩国、厚木からの米軍機飛行は三百七十七回。うち中国山地を縦断するプラウンルートは一月に二回あった後、二月六月はゼロだったが、七月に二回、八月に十一回の飛行が記録され、年間では四十四回だった。百回だった九七年よりも少ないが、数カ月間中断されていた低空飛行訓練が、昨夏以降本格的に再開され、エリア型の訓練が増える傾向が読み取れる。また、二十日に岩国基地所属のFA-18Cホーネット戦闘攻撃機が墜落した高知県沖の現場海域は、付近にリマと呼ばれる訓練エリアがあるが、一昨年ごろから飛行回数が増え約三倍に急増し、岩国から飛び立つホーネット機の行き先の約四割をリマが占めている。

世界的には、ドイツやイタリアのように、米軍機による低空飛行訓練の空域は

どんどん減っている。外国ではほとんど唯一残っているのが、日本列島なのではないか。そのような文脈を考慮するとき、最終的には日本における低空飛行をなくす方向性を持ちつつ、暫定的に、その安全性への配慮を求めるといふものでなければならぬ。政府の合意は、それとは全く逆に向いている。つまり、安全性への配慮を強化することを条件として、低空飛行訓練自体は、正式に容認したのである。このような政府に対し、改めて更なる抗議と告発の世論が必要である。いずれにせよ新ガイドライン体制の構築の具体化の中で、低空飛行問題は、最前線のテーマであることに変わりはない。

低強度戦争をすばやく遂行するための低空飛行訓練は、合理的に人殺しを行うためのものである。さらに、低空飛行訓練は、周辺住民の生命と安全に關わる重大な問題であり、「市民の安全」を保障するという観点からは、低空飛行訓練こそ、最も危険な「安全を脅かす」存在である。今回の政府合意の本質をふまえて、低空飛行反対の世論を作り、自治体への働きかけを系統的に進めることが求められている。

# 131自治体から生々しい証言 米軍機低空飛行 全国自治体アンケート

- アンケート解説
- 資料 全回答・航路地図・意見書・新聞記事・参考資料

## キャッチピースのパンフレット



カンパ●1部 1500円(会員もしくは会員団体を通じてのご注文の場合は1200円。いずれも送料別)。ご注文は編集部へ。

## イタリア低空飛行事故でパイロットに無罪判決 日本でも墜落事故続発

### 誰が人々の「安全を守る」のか？

青木雅彦  
反戦ドタバタ会議

「この記念碑は、人間が他人に対する配慮を失った時に起こしうる悪事に対する警告となるべきだ」。去る二月三日、二十人の命を奪った米軍機の低空飛行によるゴンドラのケーブル切断から一周年に当たる日、碑の除幕式で地元イタリアアカバレーゼ市の市長はこう述べた。地元ではすべての商店が店をしめ哀悼の意を表したが、日本にとってはとて無関係とは言えないこの事故の式典の報道は我が国では一切なかった。日本の報道機関にとっては「他人」事に過ぎなかったということだろうか。

### ◆身内裁判でパイロット無罪

事故を起こした海兵隊のEA-6Bの四人の乗組員に対する判決が三月四日(この日はパイロットのみ)、米軍の軍事法廷で下った。過失致死など二十件の罪状でもし有罪なら二〇六年!の刑を受けるはずだった三十一歳の被告に、八人の陪審員(と言っても全員海兵隊員)の下した表決は「無罪」。ケーブルの位置を記した地図を持っていなかった、高度計が壊れていた、錯覚で高度を間違えたなどの弁護側の主張を全面的に採用した。評決の瞬間、被告のパイロットの恋人と母親は法廷で「他人に対する配慮を失っ(法廷には遺族も大勢いた)て? 喝采を叫んだ。治まらないのは遺族と当初裁判はイタリアで行うと主張していた

伊当局だ。

八人のドイツ人犠牲者の弁護団代表は「この世には正義はない」とコメント。「(こんな裁判では)今日が夫の二回目の葬式になります」と犠牲者の妻「アメリカに正義を求めてやってきたのに(亡くなった)子供たちに申し訳ない」と遺族の一人。父と姉とを同時に失った遺族は「二十人を殺した人が無罪なんて到底信じられません」。

面目をつぶされた形のイタリア首相はクリントンとの会談直前だった。「これほどの虐殺に対しては正義が執行されるようにするのが私の義務だ。有罪を勝ち取るためにあらゆる法的手段を尽くす」と語ったが、そもそもアメリカに裁判を任せた時点で結論は見えていた。このように米軍パイロットが民間人に対する過失で軍事裁判にかけられた時、有罪になったケースは七十年のベトナム戦争時のただ一度だけである。

## ◆地図なし、壊れた高度計で低空飛行?

じみの低空飛行訓練中の事故だった。実はまさしくこの前日、岩国基地所属の海兵隊F/A18が高知県沖で墜落(僚機と空中接触)したばかりだった。

## ◆尻拭いと危険は自治体の負担

米軍機の事故で尻拭いをさせられるのが、地元の消防、警察、自治体である。釜石市の試算では今回の事故で地元には六百万円の負担だった。日米地位協定によると、墜落した米軍機でも一応は米軍の「財産」なので勝手に調べたり触ったりできない。まわりにロープを張ったりして現場を「保全」して米軍の調査を待つ。

今回の場合、逸早く脱出したパイロットの身柄を岩手県警が保護したが、取り調べはできない。丁重に米軍に引き渡すだけだった。一番怖いのが山火事。地元の消防団百人が雪の山道を現場にたどり着いて3カ所の火の手に必死の消火作業をした。漏れ出したジェット燃料が沢に流出しないように吸着マットで除去作業をした。実はこれらは非常に危険な作業だったのである。

民事裁判での損害賠償請求はこれとは別個に行われるが、遺族側の一人当り六百万ドルという請求をアメリカ側は拒否している。なお、この「無罪」のパイロットは他にも、事故の時のビデオテープを「処分」した罪にも問われているが、この件では有罪になったとしても一年である。

今年の二月八日から始まったこの裁判(公開の経過は日本では全く報道されなかったが、高度計が故障、まともな地図を持っていない、簡単に地形に目が眩むなど、米軍低空飛行のパラダイス日本に住む我々を慄然とさせる事実が明らかになってきているのだ。これらの点、例えば地図問題だけでも、わが外務省が米軍に対して事実関係を照会したという報道はない。

米軍が駐留する国の民間人を殺傷した場合も、今回のように「身内」の裁判で結局誰も責任を取らないということが慣例となれば重大である。イタリア下院の外交委員会議長は「この表決は傲慢と言いつつ、この「他人に対する配慮を失った傲慢さが日本でのさらに重大な事故につながる可能性は高い。イタリア

米軍からは弾薬を積んでいるかもしれないので近くに寄るなどという連絡があった。しかし消防団員が知らなかった(米軍は知っていた)危険物が他にもあったのである。

それはこのF16が、エンジン緊急スタート用の燃料ヒドラジンという超有害物質を積んでいた事だ。ヒドラジンは液体だが容易に気化して、吸人時に吐き気やめまいを引き起こす発ガン物質である。事故の時には、三沢基地から青森県警へヒドラジンの搭載について警告があったそうだが、これが岩手県警へ消防団と伝わる過程で消えてしまった。当然現場で作業に当たる米軍が有毒マスクをつけて作業をしているのを、消防団員は不思議な思いで眺めていた。

このように米軍事故には必ず秘密主義と、それに伴う危険が付きまとう。自治体の情報提供の要求は、いつも「外交・軍事は国の専管」という呪文に遮られる。新ガイドラインが実施されれば一層その傾向が強くなる事が危惧される。

## ◆飛行中止要請は完全無視

三沢のF16はもともと大変な「問題児」

の事故は日本人に対する警鐘でもある。

## ◆日本でも米軍機事故相次ぐ

それでもまだ事態の重大さに目覚めない日本人に対する最後通牒であるかのように、今年に入って米軍機の墜落が相次いだ。

「教室の窓から見える山の上空に、翼の後ろから煙を出した飛行機が見えた。山陰に隠れる寸前、煙がオレンジ色の炎に変わり、落ちた直後にきのこ雲のように大きく膨れた灰色の煙が見えた」「家が揺れるぐらいの音がした。慌てて外に出ると、すぐ前の山の上に、飛行機が8の字状に旋回しているのが見え、山の陰に隠れるように落ちていった」。「ゴーンという強い風が吹き荒れるようなすごい音がして、友達の話し声が聞こえなくなった」「煙がもうもうと立ち上がり、小爆発を繰り返していた」。

一月二十一日米空軍三沢基地のF16の目撃者の証言(河北新報一月二十二日による)である。山中とはいえ、事故現場から一キロのところには学校がある。上記の目撃者は皆すぐそばにいたのだ。おな

である。今回の事故原因は公表されていないが、単発のエンジンなのでこれが止まれば墜落するしかない。アメリカ空軍が公表している事故率のデータでも、十万飛行時間当りの事故率は三・五二、双発エンジンのF15が一・八だからやはり倍事故を起こしやすい。三沢のF16航空団も八十七年以来七機(日本への墜落は4機)を失っている。この他にも三沢飛行場でオーバーラン炎上など、民間人を不安にさせている。

最近、このF16が世界遺産に登録された白神山(青森・山形県)で低空飛行を行うため、イヌワシが姿を消したという地域巡視員の証言が相次いで報道された。この自然からの警鐘を人間も深刻に受け止めるべきである。

低空飛行が「他人に対する配慮を失った」行為である事は言うまでもない。それを証拠立てるのかのように、三沢市、青森県、岩手県の自治体からの飛行中止要請に一顧を与える事すらなく、早くも一月二十八日F16の演習を再開した。

「外交は国の専管事項」と高知県などを脅迫している外務省が、国民の安全確保に、ただ「遺憾である」としか言えない

## 原子力艦 入港情報

(108)

1999.2.4~3.19

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

B F=原子力潜水艦(原潜) ペンジャミン・フランクリン級

### 横須賀

- ◆ 2/15 13:41 原潜レイビル(L) 入港。
- ◇ 同日 13:59 原潜レイビル(L) 出港。(沖泊)
- ◆ 3/15 08:16 原潜ウリアム・H・ベイツ(S) 入港。
- ◇ 3/18 07:50 原潜ウリアム・H・ベイツ(S) 出港。

横須賀累計(うち原潜): 3(3)

### 佐世保

なし

佐世保累計(うち原潜): 1(1)

### 初代ビーク(沖繩・藤原町) なし

初代ビーク累計(うち原潜): 0(0)

●1999.1.1から3.19までの各地の原子力艦  
入港数: ( )内は原潜

横須賀	3(3)
佐世保	1(1)
初代ビーク	0(0)
合計	4(4)

のなら、国民自ら立ち上がって命を守る  
しかない。地位協定の改定はもろろん  
(これさえいじれないのに憲法改正を言  
うのは奇妙)、自治体の権限を強めて米  
軍の飛行さし止めもできるように法改  
正をすべきだろう。  
急ぐべきは架空の「有事」のための法  
整備でなく、平時に国民の安全を守る法  
改正なのである。

## 編集室から

●春一番が吹いたかと思ったら寒い日がつづい  
たり、不規則な天候がつづいている。編集部周辺  
も「不規則な状態」が解消されず(これが「常態」  
と覚悟しなければならぬのだらうけど)、また  
また予告なしの一月とばしになってしまった。  
せっついて原稿を書いてもらった皆さんすいま  
せんでした。書きたいこと、伝えたいことが沢山  
ある。体がもう一つほしい。とか言っているうち  
に「周辺事態法」審議もずんずん進み、国会はこ  
れからが正念場。うーむうーむ。  
●会計報告は都合により休載します。次号でま  
とめて。(た)

# つぶそう! 周辺事態法 4/4・5 全国共同行動

4月4日(日)

13:00~ 集会・デモ 渋谷・宮下公園 メインスピーカー●松井やより(アジア太平洋資料  
センター) / 舟越歌一(長崎・県民の会) 運動報告●全国から・首都圏から

17:30~ 交流会 渋谷勤労福祉会館

4月5日(月)

昼 国会行動(長崎、名古屋などの署名提出も予定されています)

【よびかけ】同実行委員会 TEL 03-5275-5989 FAX 03-3234-4118

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイツ幸1-B ☎・FAX  
045(433)3483 E-MAIL: tamaki@ab.mbn.or.jp 編集●月刊キャッチピース編集委員会 郵便振替●00160-7-136148キャッ  
チピース 定価●100円(通信会員年間3000円)